

様式第一（第2条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書

平成30年 7月 25日

九州経済産業局長 塩田 康一 殿

豊前市長 後藤 元秀

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、年々減少を続け、昭和 60 年には、31,985 人と 3 万人を超えていたものの、平成 7 年には 3 万人をきり、平成 27 年には 25,940 人で、平成 34 年(2022 年)に目標人口として、24,000 人と定めている。生産年齢人口は昭和 60 年には 20,593 人で全体の 64.4%であったものの、平成 27 年で 13,609 人と全体の 53.0%で、今後も少子高齢化が進みさらに減少していくと予測される。

また、本市の産業構造は、第 1 次産業 714 人 6.2%、第 2 次産業 3,565 人 31.8%、第 3 次産業 6,916 人 61.8%となっている。部門別にみると第 1 次産業の割合は全国平均を 2 ポイント程度上回っているものの、30 年前と比べると大きく減少している。第 2 次産業の割合については全国平均を 7 ポイント程度上回り、概ね 30%代前半で推移している。第 3 次産業の割合は年々増加しているが、全国平均を 9 ポイント程度下回っている。産業大分類別に見ると「製造業」分野に 26.4%が従事し、次いで「医療、福祉」分野に 16.9%、「卸売業、小売業」分野に 13.4%となっている。

このような中、本市の企業の大半が中小企業で、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、中小企業の生産性の向上は急務である。今後予想される更なる人手不足に対応できる事業基盤を構築することが中小企業の更なる発展はもとより、本市の活性化のために不可欠であることから、国の施策を活用し、中小企業者の支援を行う。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の更なる経済発展を目指す。

この目標を実現するために、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類について、本市の産業は製造業、医療・福祉、卸売業、小売業をはじめとした多様な業種で構成されている。本市商工業全体の成長と中小企業者による幅広い取組を促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置

法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

豊前市の産業は、中心市街地、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、豊前市全域とする。

(2) 対象業種・事業

豊前市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が豊前市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画認定の対象としない等、健全な地域社会の発展に配慮する。

③市税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。